

相模原市蓄電器等購入助成金の対象者

助成金の交付の対象となる事業者は、相模原市内に事業所を有し、相模原市が課税する法人市民税又は市民税を完納している者であって、次の各号のいずれかに該当する方です。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人及び宗教法人が運営するもの並びに病院を除く。)
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(火災共済協同組合、信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。)

中小企業の規模等定義(中小企業庁ホームページより引用)

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

お問合せ先

相模原商工会議所 経営支援課

TEL : 042-753-8135